

# 平成27年第1回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成27年3月9日（月曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	中間	建二	君	副委員長	西川	洋一	君
委員	大后	治雄	君	委員	中村	庄一郎	君
委員	関田		貢君	委員	東口	正美	君
委員	床鍋	義博	君				

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（5名）

議長	尾崎	信夫	君	3番	尾崎	利一	君
4番	実川	圭子	君	8番	関野	杜成	君
22番	中野	志乃夫	君				

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	関田	新一	君	事務局次長	長島	孝夫	君
議事係長	尾崎		潔君	主事	吉川	和宏	君

## 出席説明員（7名）

副市長	小島	昇公	君	教育長	真如	昌美	君
福祉部長	吉沢	寿子	君	福祉部参事	広沢	光政	君
学校教育部長	阿部	晴彦	君	学校教育部参事	石井	卓之	君
学校教育課長	岩本	尚史	君				

## 会議に付した案件

- (1) 第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- (2) 第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例
- (3) 27第2号陳情 財務省方針による小学1年生の40人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数学級を実現する陳情

午前 9時43分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成27年第1回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 初めに、第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（東口正美君） 本会議でも説明をいただいておりますので、大体わかっているんですけど、確認として、この条例が新設されることによって、市で業務的なことで変わることがあるのかというのが1点と、もう一つ市独自の条例というところも掲げられておりますので、この点に関して、もう一度説明をいただければと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 2点ほどいただきました。

1点目でございますが、委員のほうからお話がありましたように、今回の条例につきましては、基本的には国の厚生労働省令、そこの基準をそのまま引用しておりますので、従来と同等のサービスということで、新たな事業等が生まれるということはありません。

それから、2点目でございますが、市の独自項目といたしまして、1点目が暴力団の排除の関係、こちらを入れさせていただいております。こちらにつきましては、平成24年に当市におきましても、条例が制定されたということございまして、国の省令のほうにおきましては、事業所は法人であるという要件しか定めておりませんが、そこに当市も今お話ししましたとおり、条例が制定されておりますので、暴力団の排除の関係を入れさせていただいたということが1点でございます。

それから、もう一つが文書のほうの保存年限ということございまして、こちらにつきましては、厚生労働省令のほうは2年というふうになっておりますが、たしか介護給付費の給付に関しましては、2年間の給付が可能とさかのぼりが可能なんでございますが、返還等につきましては、地方自治法におきまして5年間の適用と、返還請求ができることとなっております。こういったことを入れまして、やはり文書関係5年間きちんと保存していませんと、そういったときの資料という形で適用できませんので、当市におきましては、自治法のほうを適用させていただきまして、5年間というふうな形にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（中間建二君） 次に、第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましても、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前 9時48分 休憩

---

午前 9時50分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（中間建二君） 次に、27第2号陳情 財務省方針による小学1年生の40人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数学級を実現する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

27第2号陳情 財務省方針による小学1年生の40人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数学級を実現する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

直ちに質疑を行います。

○委員（関田 貢君） まずストレートに、この方針は財務省の方針で、この15年度から40人学級にするというような国の国策で発表されたところですが、国の問題と、この陳情の中身を見ますと、このタイトルだけでも2つの問題が集約されるのかなと私は思っています。国は別にして、市が万が一、市独自で少数の学級を実現すると、少人数学級を実現するとしたときに、今の市の環境では予算組みとしては、どのくらいの予算組みで、こういうことを実施するためにはかかるのか、その辺の検討はされていたら教えていただきたいと思います。以上です。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 市独自で例えば35人学級、そういう程度の少人数の学級の実現となりますと、市で独自試算はしてはおりませんが、都内で事例がございます。こちらは、杉並の取り組みでございますけれども、杉並区では杉並師範館という人材の養成塾を設けておりまして、ここで閉館となりましたが、人員的には120名程度で約7億円の区の財源を投入しているというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 市の教育委員会としては、これまで教育長会に出ている教育長会の中でも、少人数学級を要望し、そして教育長会としても少人数学級、これは人数を言っているんですかね、30人学級とか、そういうことで常に要望しているというふうに、これまで聞いていたんですけれども、この方向は今も続けているんでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 教育長会等に全学年35人以下学級編制等の推進、そういう要望はしております。ただし、市の財源ではなくという条件をつけておりまして、国や都の財源でというふうな要望でございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） そうすると、陳情趣旨にある1のところは市の教育委員会とほぼ同じ意味合いで、このことを議会としても推進する必要があるというふうに受けとめました。

それから、国の直近の動向で国会議員の、これは衆議院の予算委員会の中で安倍首相も35人学級実現へ努力したいという答弁があったと。それから、下村文部科学大臣も同じような趣旨の発言をし、40人学級に戻せというのは文科省の考えや教員など、現場、保護者の声に相入れないという答弁もしているという報道もあるんですけれども、これは承知しておりますか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 40人に戻す云々というのが、国の予算の編成のときにあったということ承知しております。また、翻りますと現在のクラス編制の基準となります法律が、もととなる法律がございますが、それが平成23年に改正されました。その際には、正式名称は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の

標準に関する法律という、いわゆる義務教育標準法という法律でございますが、平成23年度に改正されまして、現在法では条文中に小学校の1年生につきましては、35人というふうに書き改められました。また、その経過措置と申しますか、附則の中に当時国の国会においては、全会一致でというふうに報道されておりますが、この学級編制の標準を順次改定すること、その他の措置について、今後も検討していくこと。あるいは、財源措置についても安定した財源の確保に努めることというような附則がついており、国においては全会一致だというふうな認識を持っております。これが今も続いているのではないかと申すように考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 2月23日の衆議院の予算委員会での先ほど紹介した安倍首相及び下村文科相の答弁があったというのは、うちのほうの赤旗新聞では報道しているんですけど、教育委員会としては、これを把握してないと、こういう状況については、今答弁がなかったので確認できますかということですか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） いろいろな新聞等の中の1つとして、今御紹介あったものにつきましては、目を通したことはございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 今の質問の中に、ちょっと先ほどの質問の中に、実は下村博文文部科学省の大臣が、実はこういうことも言っているんですね。一方で、授業の質向上に対する多様な取り組みは極めて厳しい財政状況等を総合的に考慮し、自治体の創意工夫を踏まえつつ、柔軟で効果的な定数改善を早期に進めていくことも必要であります。これら全体を踏まえ、ことし8月にこれが26年10月30日ですけれども、26年8月に改定した教職員定数改善計画におきまして、課題解決型授業、アクティブプランニング等の推進によりまして、義務教育標準法の改正による基礎定数の拡充を図ることとしておりますというふうなことも言っているんですね。ですから、あくまで自治体の創意工夫によって、また財政状況によって、きちっとそういうところも検討したらどうかというふうな話も出ているわけですね、40人学級引き上げるということについてのことについてはどうかということを言っております。

その中で、今回実は2番目の今回の陳情の市独自に35人学級を実現する施策を検討することというふうに書いてあります。また、最後から6段目ですか、みずからの責任で一刻も早く35人学級を実現してくださいというふうにしてありますことと、それから教職員を増員すると同時に、学級定数を少なくすることが必要ですというふうに書いてありますね。このことについて、市としまして対応というんですか、例えば学級の今のクラスをふやすことについて、また教職員をふやすことについての例えば予算的な面ですとか、そういうときの措置、どういうふうな措置をとったらできるのかということをお聞きしたいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校の現場の中では、やはり人の手が入ることというものは、1つ望まれていることだと考えております。東大和市の教育委員会におきましても、これまで市独自の少人数の学習指導員、あるいは学校の図書館の指導員ですとか、理科に関する準備の補助員、そういうたくさんの方を学校のほうに入らせていただいております。また、教育のボランティアの方、あるいは東京都の補助を活用したいろいろな学校の支援ということで、なるべく人の手が入るようにというような方策はとってまいりました。

また、27年度のこれから予算の審議も賜われますが、小学校に関しましては、全校に学習支援員、あるいは昨年度から行っております放課後等のとっくん塾につきましても、充実させてまいりたいということで、特に学級編制そのものを30人とか、35人という方策ではなく、ほかのさまざまな事業展開は充実してまいりましたし、これからもしていきたいと考えております。

東大和市で現状に照らして、例えば35人学級を実施するためには、何クラス、クラスがふえるかということの試算をしてみました。現状で見ますと、小学校で17学級の増、また中学校でも5学級の増ということでございます。先ほど、杉並の事例を御紹介しましたが、市独自で教員を採用し、その方にこのような35人学級の実現のために、これからも変動はあると思いますが、増をしていくとなりますと、先ほどのように120名ぐらいで7億円近い額でございますので、その例えば10名、1割だとしても7,000万円とか、そのような数字が試算できるのではないかと考えております。非常に、現状のさまざまな教育施策を展開していく中で、35人程度の学級の実現のために、それだけの予算を投入するという可否といいますか、非常にハードルは高いですし、また現在人の手を入れて、できるだけきめ細かな教育指導ができるような環境づくりというのにも、力を入れてまいりましたし、これからも入れていきたいというところとは、何かを選べば何かを諦めないといけないという選択にもなるかと思っております。現状では、35人学級の実現を市独自の財源でやるというのは、非常に現実的ではないのではないかと考えておりますので、むしろほかの事業展開で教育環境を充実させていきたいというのが、現時点における考えでございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） 先ほどは財源で環境状況と言っていました。今度は、学校の東大和市の教育の教育レベル、教育レベルについては、いろんな新聞、過去には雑誌で市の教育水準は低いとかという報道が過去にありました。そういう報道の中で、東大和市が全国一斉学力調査とか、あるいは全国学力調査の中身を分析されて、こういうデータに対して、努力目標とされているのか。その辺の、もし努力目標されていたとすれば、全国学力調査の中で、東大和市はどういう状況にあるのかということのデータを教えていただきたいと。

そして、当市は対策を講じて教育格差という問題に触れたときに、そういう教育格差については、どういうことを主眼に努力されてきたかということも教えていただきたいと思っております。

○委員長（中間建二君） 今の質疑は、あくまでも35人学級との関連の中でということによろしいですね。

○学校教育部参事（石井卓之君） 全国に関しましては、位置というのが実は東京都の中の位置という形になってしまいますので、東京都の学力調査でお答えをさせていただきたいと思っております。

東京都の学力調査におきましては、教育長日記等でもお知らせしているところですが、非常に東京都の中でも下位に甘んじているところがございます。そして、分析なんです、本市の子供たちは1つは家庭学習、この部分に非常に課題があるということ。それから、授業の中では意欲はあるんですが、まだまだ自分が授業の中で目当てを持って取り組んでいないということがございます。それにもちまして、本市の対策としましては、家庭学習に関しましては、家庭学習の手引を教育委員会で作成しまして、家庭と学校が協力して進めるような環境をつくっているところでございます。

それから、授業に関しましては、やはり教師が変わらなければ授業は変わらないということで、研修を充実させるとともに、目当てを持たせるということが、本市の授業の課題でありましたので、いろいろな研修を通して、または今行っている小中一貫教育の中でも、その部分を学力調査委員会のほうで明らかにして、実はそのための今回改善の手だてというものを今つくっているところでございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） そうしますと、今東京都の全国学力調査は10年度から全員参加ではなくなって、小学校6年と中学3年生で全国の学力調査は行われていると。そういう学力調査のときに、当市で当てはめて検討して、現在は全国的にはどうなんだという比較検討したことは過去にはないんですか、それ1点。

それと、教育格差において……。

○委員長（中間建二君） 関田 貢委員に申し上げますけども、陳情審査ですので、陳情趣旨に沿った形の中で質疑をしていただかないと、いわゆる35人学級との兼ね合いの中で学力の向上なりという話ならいんですけども、単純に学力がどうかという話だと、この陳情審査からちょっと外れちゃいますので、そこを踏まえて質疑いただければと思いますので。

○委員（関田 貢君） 私は、心配しているのは、ふだん教育が当市の環境はレベルが低い、雑誌にも載った、そういう過去のことについて、今水準を見る見方としては、全国の統一基準を目印に、目標にするのか。あるいは、その目標がなくて、どこどこを比較して改善をするかというステップが見られないと、僕はいけないという角度で今質問させていただきました。そして、今東京都の学力で見ている、東京都の学力の中で下位に甘んじているということがわかりました。そうしたら、下位に甘んじているのであれば、ここをステップアップするには、どういう方法があるかと、それで学力の教育格差ということの質問の中で、当市は中高の一貫校だという答弁も一部ありました。そういう中で、中高一貫校で学力の向上を目指すのであれば、この……。

○委員長（中間建二君） 関田 貢委員、あくまでもきょうは陳情審査ですので、この陳情の内容はあくまでも財務省の方針による小学1年生の40人学級の後退への反対、また市独自の少人数学級の実現を求めている陳情ですので、その趣旨に沿った質疑になりませんと、学力の話だけですと、この陳情審査の趣旨にはなじまないですので、35人学級の実現の中での学力向上なり、定着なりということの趣旨での質疑でない、この議題の審査にはなりませんので、ちょっとそこを御理解いただければと思います。

○委員（西川洋一君） それ答弁側も同じで、だから最初の趣旨は。

○委員長（中間建二君） 今質疑ですので、質疑があれば言ってください。

○委員（西川洋一君） 答弁側も、やっぱり35人学級との関係でという……。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時13分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（床鍋義博君） 陳情理由の中で、日本の教員の1週間当たりの勤務時間53.9時間、OECDがまとめたものが38.3時間というふうにあります。これは、もちろん平均なので市独自で教員の勤務時間というもののデータをはかったことがあるのか。あれば、それを教えてください。

それと、東京都の中で他市、区部との違いもあると思うので、そういったデータがあれば教えてください。

それと、OECD平均並みの教育への資質という、これも理由に書いてあるんですけども、これに関しても、比較のデータがあれば教えてください。それも、東京都、23区と多摩の部分というの、多摩格差と言われているようにあると思うので、そういったことも含めたものがあれば教えてください。

○学校教育部参事（石井卓之君） 勤務時間に関しましては、東京都に休暇という形なんですけど、休暇の取得状況という形では毎年報告をしているところではありますが、勤務時間そのものの調査というのは、東京都で直接は報告はしておりません。ただ、本市のほうで労働安全衛生委員会の中では、平成25年度に調査をしまして、これも直接そのまま勤務時間が出るわけではありませんが、一応その結果は出ているところでもあります。あと、

区と市を比べてというのは、特に私が理解している中ではデータは見たことがないと記憶しております。

以上です。

○委員（床鍋義博君）　ということは、平均の勤務時間は今現在で把握しているのは何時間とかいうふうには出ないということでもいいですか。

○教育長（真如昌美君）　今うちが責任を持って調査するんですけども、東京都からの要請を受けて、そのデータを東京都に提供したことはかつてありました。しかし、毎年、毎年、それをデータ集約して、それをうちのほうの事業に生かしていくという、そういう試みはしておりません。今室長が言った、説明したとおりです。

○委員（床鍋義博君）　それは、今後してほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、次に35人学級ということで、少人数学級を実現するためには、教職員の努力だけでは結構大変だなというところは重々承知なんですけれども、事務を分担するのに市から職員も出てます、都からも職員が出ていますと、そういった事務のところでやれる分ってかなり大きいと思うんですけども、その人数も区部と市部では違うのかなというところがあると思います。それは、どうでしょう、東大和の場合。

○学校教育部参事（石井卓之君）　ただいま都の事務は1校1名という形で全都的に、小学校、中学校ですけども、同じになっております。市に関しましては、本市では1名配置をしておりますが、あとは区市によって、それぞれ予算体系をつくって配置をしているところでございます。

差があるかないかと言われますと、配置が多い区においては差はあるとは思っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君）　1つ確認は、今の1年生は35人学級というのは、法律で決まったというのは23年と言いましたかね。その法律が今も生きているということですよ。財務省からいろいろ声はあるけれども、それが変更になったということではなくて、現在は国の法令の中できちんと1年生は35人学級ですよ。その2年生だとか、中学生も入るのかな。それは、予算措置によって、中学生は入っていないんですか、予算措置によって、その年度ごとにやっていくというのが附帯決議でされていたというふうに、先ほど説明したように聞いたんですけど、そのものが今現在も生きていると、財務省がいろいろ言うけれども、法律はそうなっているというこの確認でいいですね。

○学校教育部長（阿部晴彦君）　陳情書の陳情理由の6行目ですね、現在国が実施している小学1年生、中学1年生の35人学級云々という部分にかかわる御質疑でございますが、先ほど御説明申し上げました義務教育標準法は、平成23年に改正されまして、それが現在も実効性がある、生きているというふうに理解しております。

また、法上、条文に書かれているのは、小学校は基本40人、ただし1年生は35人というふうに書かれております。したがって、陳情理由のところ国が実施している中学1年生というところは、私どもの認識では国が実施しているのは小学1年生、そして中学1年生、あるいは小学校2年生という部分は、東京都の施策というふうに認識しております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君）　ということは、地方自治体の独自で今中学1年生と小学2年生と言いましたか、それはそういう措置にされているんだということですね、現在は。

それから、もう一つ聞くのは、次の質疑は先ほど人手が必要だ、学校現場にということで、いろんな名前の人を配置していると。でも、基本は35人学級なり、少人数学級になって、いわゆる正式の先生というんですか

ね、それがふえるのが基本としては一番いいわけですよ。でも、それが足りずに、やはりクラスが多くなったりすると、いろんな名称の先生、あるいは援助する人が必要になっている、そういう実態に今あるという認識のもとに、教育の実践現場では環境改善していると、市は、そういうふうを受けとめればいいですか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 東大和市も含めまして、東京都に対し、東京都の教育委員会に要望しているという中では、35人学級の推進、あるいは少人数学級の実現をということで一貫して要望してまいりました。その趣旨としましては、やはり人の手が入ることによって、より集団教育の中での指導のよさもありますが、より個に応じた指導が必要な場面などが、適する場面があるだろうということで、さまざまな形で人の手が、これまでも入ってきたというふうな認識でございます。

以上でございます。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 本市のいろいろな人員配置というのは、やはり本市の教育課題の解決のためということで、大きくは学力の向上、それから学習環境の改善ということも考えて配置をしているところでございます。

以上です。

○**委員長（中間建二君）** それでは、質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（中間建二君）** 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○**委員（西川洋一君）** 質疑の中でも明らかになったことは、35人学級は法で決まっています、少なくとも小学1年生はそのままと。ただ、人数が少ないほうが学習の課題からでしたっけ、教育課題から見ても人手が多いほうが必要で、いろんな措置はとっている。それは、今の法のもとで35人学級は1年生だけという状況の中で、さらに人手が欲しい。基本は、やはり35人学級なり少人数学級になって、正式の先生が多ければいいということと言われたと思うんですよ。ですから、国の制度として、やはり少人数学級のほうに進んでいってもらいたいという点で、当委員会も1の項目については、特に一致して意見書を提出していくべきではないかというふうに思います。その余については、またいろいろ議論が出た後で。

○**委員（床鍋義博君）** 今西川委員が言ったように、私も35人含めて、少人数学級の方向に国として進めていくこと。それに関して意見書を提出することに関しては、東大和市議会でもやるべきだというふうに考えております。理由は、今質疑の中でいろいろ言ったんで割愛しますが、やはり学校の先生の拘束時間がすごく長い、長いということが非常にありますので、その中でも先ほど私の質疑の中で都職員や市職員、1名1名ということだったんですけど、それにも対応できないぐらいたくさん仕事の量がふえているということもありますから、その方向性はすごくいいかなと思っています。

次の市独自に35人学級を実現する施策を検討することとあります。この中に関しては、先ほど予算のところでも、ざっくりな予算ですけども、少なくとも7,000万円かかるという話もありましたし、この辺に関しては、すんなりすぐやりなさいということは言えないのかなと。それ以外のところでも、まだまだ教育予算というのは足りないところは東大和市の財政の中ではあるというふうに思っております。

以上です。

○**委員（中村庄一郎君）** 私もお二方が言われるように、1に対しては、やっぱり国に求める意見書ということであれば、これはこれで1つ当市もしておく必要があるのかなというふうには思うわけでございます。

ただ、市独自でということ、2につきましては、先ほども私質問させていただいた中で、やはり財政的な問題等もあるようでございます。また、今市側でもいろんな対応をされているということも、非常によくわかりました。ただ、いま一つ今後もこれは1つの意見としてお話をしておきますけれども、またさらなる創意工夫をしていただくことを、ここで一言添えさせていただきたいと思えます。

それと、今回よくこういうところで実はこういう中に出てくるんですね。データとして、今回も先ほど床鍋委員が言われた勤務時間の問題なんかも出ましたけれども、こういうところは一般的な社会の中では、通年の企業の中では、社会の企業の中では、こういうことは事前に調査なんかは、もう当然あってしかるべきだというふうに思っているわけでありまして。ですから、やっぱり市独自の勤務時間とか、そういうのもしっかりと調べていただくとか、先ほど質問の内容がちょっとどうのこうのということで、他の委員からいろんな話がございましたけれども、この40人から35人にしたときに、どういうところのメリット・デメリットがあるのかと。やっぱり、こういうところは日ごろいろんなところで先生方とも、いろいろ話をしたりするときもあるんですけども、そういうところのメリット・デメリット、こういうのも再度いろんなところで検討していただく。やっぱり、そういう研究をしていただく。

それと、もう一つは市政の中できちっとそういう教育に対して、どれだけあるべきかというものも、きちっと示してもらおうようなところも、これからは一つ必要なのかなと。大きな予算7,000万円というようなことも聞きましたし、杉並区では7億円という大きな数字も出ているようでございます。そのところでは、また一つお願いできればというふうに思っております。

以上です。

○委員（西川洋一君） 2の項目について討議しなかったもので、この辺言いたいと思えますけど、これは先ほど委員会が始まる前に聞き取りをした際に、陳情者のほうも市独自で35人学級を実現することは、財政的にも厳しいだろうという認識はあります。ただ、PTAや住民からの要望も強いということもあるし、教育現場から見ても、子供たち一人一人にしっかりとした教育を進めていく上では、いろんな方法、議会としても考えてほしいと。長側は人手をふやすということで、学級支援員でしたっけ、そういう名目などでいろいろ人を入れていることもあるわけで、議会のほうもそれを大いに応援していくとか、何ができるのかという検討を議会としてもするということは、これはやぶさかではないということで、1、2あわせて採択という考えは私もあります。そのほうがいいんじゃないかというふうに思えます。

○委員（東口正美君） 今さまざまお話を聞かせていただいた中で、やはり義務教育標準法が着実に1学級ずつの人数を減らしながら、さらに40人学級から小学校1年生に35人学級を進めてきたという、この国の流れを思えば、この国の流れを逆流させることなく進めてもらいたいという意見書は、市としても出させていただければいいのかな。また、市としても東京都にも、そのような推進をお願いしているということでもありますので、都のほうにも意見書を上げていくということはいいいのかなというふうに思えますけれども、やはり2番の35人学級を実現するということが、財政的な負担がかなり大きいというお話も聞きました。また、例えば今さまざま加配している少人数学習の先生や、学習支援員、また図書の司書の先生、スクールカウンセラーの先生たちの予算を削って、例えばやっとなんとするということも考えたとしても、35人学級になったら、今のさまざま上げた施策をしなくてもいいのかというふうに考えますと、それもどうかというふうに思えますので、市独自で35人学級への実施というのは、今の段階では難しいのではないかとこのように考えます。

○委員長（中間建二君） そうすると、態度表明としては。

○委員（東口正美君） 趣旨採択がいいかなというふうに思っております。

○委員（関田 貢君） 私も、この2号陳情の財務省による小学校1年生の40人学級の後退に反対するという  
ことについては、私はこの教育環境は東大和、当市では僕は先ほど質問もしましたけれど、教育レベルの向上と  
か、そういうことを目指す努力を、この中でしていただきたいというふうに思っています。

そして、この2番目には、東大和の35人学級を実現するということについては、これは当市では非常に財源  
的に他市の例を見ても難しいということで、この項目についての判断では、私は反対だということで、この1  
番については趣旨採択で文言を整理してもらったということで賛成をしたいと思っています。

以上です。

○委員（大后治雄君） 本陳情に関しましては、陳情の名称等、理由は一致しているんですが、趣旨がどうも乖  
離しているんじゃないかという気がするんですね。つまり、名称と理由と趣旨がちょっと対立する部分がある  
のかなという気がしました。陳情趣旨の1つ目に関してはいいんですが、2つ目の施策を検討することという  
ことで、検討にとどめるというような内容になっているんですが、陳情の名称に関しては、実現するというふ  
うになっています。理由のほうも後段、後ろのほうを見ますと、少人数学級を求めます。それから、みずから  
の責任で中学、実現してくださいというふうになっておりますので、ここまで踏み込んでいる理由になってい  
る、また名称になっているということで、これがどちらを優先すべきなのかなというふうなところがありまし  
て、非常にそういった意味では迷います。趣旨を優先するというのであれば、その辺は酌み取ることは可能  
だと思いますが、この陳情の名称、それから理由まで含めて、全てまとめて飲み込んでくださいということに  
関しては、私は非常に無理があるかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（中間建二君） よろしいですか。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時52分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、自由討議を行います。

○委員（中村庄一郎君） この際、動議を提出したいと思います。

本件につきましては、陳情趣旨の2については、市議会として趣旨採択の対象から除くとの意見を付し、自  
由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択して直ちに採決されることを望みます。委員長において、よろしくお  
取り計らいのほど、お願いいたします。

○委員長（中間建二君） ただいま中村庄一郎委員から、陳情趣旨の2については、市議会として趣旨採択の対  
象から除くとの意見を付し、自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が  
提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

27第2号陳情 財務省方針による小学1年生の40人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数学級を実現する陳情、本件を陳情趣旨の2については、市議会として趣旨採択の対象から除くとの意見を付し、趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま趣旨採択と決しました27第2号陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（中間建二君） これをもって、平成27年第1回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時54分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二